

青森県GXビジネスネットワーク規約

(名称)

第1 本ネットワークは、青森県GXビジネスネットワーク（以下「GXネットワーク」という。）と称する。

(目的)

第2 GXネットワークは、グリーントランスフォーメーション（以下「GX」という。）関連産業に関する情報共有や県内中小企業及び大学・研究機関等が有するニーズ・シーズのマッチング機会の創出、会員によるネットワークの形成に取り組み、本県中小企業のGX関連産業参入を促進することを目的とする。

(活動内容)

第3 GXネットワークは、第2の目的を達成するために次の活動を行う。

- (1) GX関連産業に関する情報共有及び情報交換
- (2) 県内中小企業及び大学・研究機関等が有するニーズ・シーズに関する情報共有及び情報交換
- (3) GX関連産業参入に関する研修会等の開催
- (4) GX関連産業参入に取り組む事業者間のネットワーク形成
- (5) その他GX関連産業参入の促進に必要な活動

(会員)

第4 GXネットワークの会員は、第2の目的に賛同する次の要件を満たす者とする。

- (1) 次のいずれかに該当する者であること。
 - ア 県内に本社又は事業所を有する事業者（法人又は個人事業者）及び団体等
 - イ 本県におけるGX関連産業参入の促進に協力する事業者（法人又は個人事業者）及び団体等（大学及び研究機関を含む。）
- (2) 宗教活動若しくは政治活動を主たる目的とする団体、特定の公職者（候補者を含む）や政党などを推薦、支持又は反対する目的の団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある者でないこと。

(設置期間)

第5 GXネットワークの設置期間は、令和11年3月31日までとし、必要に応じて延長することができる。

(事務局)

第6 GXネットワークの事務を処理するため、青森県経済産業部地域企業支援課に事務局を置く。

(入会手続等)

第7 GXネットワークへの入会は、必要情報（企業名（事業所名）、業種、企業所在地（住所）、担当者氏名、電話番号、メールアドレス、関心のある分野、県ホームページ及びGXネットワークでの参加公表の可否）を事務局に提供して行う。

2 会員が第4の要件を満たさなくなったときは、会員の資格を喪失したものとする。

(その他)

第8 この規約に定める事項のほか、GXネットワークの運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規約は、令和8年4月24日から施行する。